

各市町村の市民参加条例（～施策対象・基本理念～）

基本理念	施策対象	特徴
福岡県宗像市 【市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例】		
<p>・まちづくりの事に主体的にかかわっていくことは私たちの権利であることを確認するとともに、行政や他の市民と力を合わせながら、自分たちが担い手となって取り組む</p> <p>・(この条例は)そのために必要なルールや仕組みをつくらうとする新しい挑戦</p> <p>・市民参画とは、市の政策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民等が民主的に参加し、幅広く市民等の意見を反映させるとともに、市民等が主体となるまちづくりを推進すること</p>	<p>・市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更</p> <p>市の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃に関する案の策定</p> <p>市民等に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃に関する案の策定(市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。)、分担金、使用料、加入金、手数料その他これに類するもの及び利用料金に関するものを除く。)</p> <p>広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p> <p>市民等の公共の用に供される施設のうち規則で定める大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更</p> <p>実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、対象事項としないことができる。</p> <p>(1) 定型的又は経常的に行うもの</p> <p>(2) 軽易なもの</p> <p>(3) 緊急に行わなければならないもの</p> <p>(4) 実施機関内部の事務処理に関するもの</p> <p>(5) 法令の規定により実施の基準が定められているもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画の手続を実施しなくても第1条の目的を達することができるものと認められるもの</p>	<p>・例規も含めて、それぞれの方法が細かく明記されている。</p> <p>協働(Dの部分)についても触れている</p>

基本理念	施策対象	特徴
神奈川県大和市【市民参加推進条例】		
<ul style="list-style-type: none"> ・市民と執行機関が情報を共有すること、市民が意見を述べ、又は提案する機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する検討の結果が明らかにされることにより行う ・市民と執行機関がお互いの立場を理解し尊重する ・政策形成等のできるだけ早い時期から行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画(地方自治法第2条第4項に規定する基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。)及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 ・市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 ・広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更 ・市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃 ・市民生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正(平成19年10月1日施行)後の条例で、評価会議が定められている
神奈川県海老名市【自治基本条例・市民参加条例】		
<ul style="list-style-type: none"> ・海老名市は、市民と行政が相互にパートナーとしての立場で互いに補完し合いながら、協働して「住みよいまち」をつくることを目指している ・市民と行政が情報を共有しながら、市民が市政についての情報を迅速かつ容易に得ることができ、市民が市政に参加するしくみをつくる必要がある 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・P に関して多くの方法が列挙されている
神奈川県逗子市【市民参加条例】		
<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが権利と役割を自覚し、積極的かつ主体的に生活に根付いた考えを市政に活かすことで市民自治を実現させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の基本構想・基本計画その他市政の基本的な事項を定める計画若しくは基本方針の策定又は変更 ・市民に権利を与え、又は義務を課し、若しくは市民の権利を制限する条例の制定及び改廃市民生活に重大な影響を与える制度の導入及び改廃 ・おもに市民が使用する公共施設の設置にかかわる基本計画等の策定又は変更 ・その他市の執行機関が必要と認める行政活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・P に関して多くの方法が列挙されている

基本理念	施策対象	特徴
北海道石狩市【行政活動への市民参加の推進に関する条例】		
<ul style="list-style-type: none"> 市民の意見を反映した行政活動を行うため、その企画立案の過程において、期日その他必要な事項をあらかじめ定めた上で、市の機関が市民の意見を聴く 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加手続きの必要な場合が、別表でわかりやすく明記されている
兵庫県宝塚市【市民参加条例】		
<ul style="list-style-type: none"> 市民がその豊かな社会経験及び知識並びに創造的な活動を通して、市政に参加し、市民と市が協働して、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す 	なし	
大阪府箕面市【市民参加条例】		
<ul style="list-style-type: none"> 市の意思形成の段階から市民の意思が反映されること及び市が事業を実施する段階で市と市民が協働する 	なし	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な参加方法は明記無し